

2016 年 7 月 22 日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

米国証券取引委員会宛年次報告書 Form 20-F の提出について

当社は、現地時間 2016 年 7 月 21 日に、米国証券取引委員会(SEC)に Form 20-F による年次報告書を提出いたしましたので、お知らせ申し上げます。なお、年次報告書 Form 20-F は、当社ホームページ で閲覧・入手することが可能です。

(<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/sec/form20f.html>)

以上

(添付資料) ご参考

日米会計基準の差異内訳表 (平成 27 年度)

また、本日、東京証券取引所が開設している TDnet 上で、日本語による決算短信 (米国会計基準) を開示しております。

(<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/us/index.html>)

この「米国証券取引委員会宛年次報告書 Form 20-F の提出について」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

日米会計基準の差異内訳表(平成27年度)

(単位: 億円)

	当社株主資本	当社株主に帰属する 当期純利益
米国会計基準	80,146	8,505
日米差異が発生する会計項目		
1. デリバティブ及びヘッジ取引	429	(1,936)
2. 投資	158	116
3. 貸出金	1,637	162
4. 貸倒引当金及び偶発損失引当金	723	(125)
5. 動産不動産	(555)	(201)
6. 土地再評価	1,845	(20)
7. 企業結合	(597)	(50)
8. 退職給付	366	15
9. 変動持分事業体の連結	217	710
10. 税効果	(2,642)	510
11. 外貨換算	-	(1,020)
12. その他	(21)	43
日本会計基準	81,706	6,709

以下は日米の当期純利益の差異要因として、その影響額が特に重要な調整の概要です。以下に記載している調整のより詳細な説明と、前頁表中にあるその他項目の調整についての説明を含む、当社株主資本と当社株主に帰属する当期純利益に対する調整に関する重要な情報は、2016年7月21日に米国証券取引委員会に提出した年次報告書 Form 20-F "Item 5. OPERATING AND FINANCIAL REVIEW AND PROSPECTS"の "Reconciliation with Japanese GAAP"に記載されております。

(<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/sec/form20f.html>)

項番 1. デリバティブ及びヘッジ取引

- (1) 米国会計基準では、ヘッジ取引の指定とその有効性評価の基準が日本会計基準より厳格です。その結果、日本会計基準でヘッジ適格なデリバティブの多くについて、米国会計基準では、公正価値(fair value)の変動を損益計上しております。
- (2) 米国会計基準では、主契約と明確かつ緊密に関係している組込デリバティブは、区分経理が認められません。一方、日本会計基準では、組込デリバティブとその主契約のリスクを別々に管理している場合、区分経理が認められます。

項番 9. 変動持分事業体の連結

米国会計基準では、当社が変動持分事業体の主たる受益者であるとみなされる場合、当該変動持分事業体を連結することが求められます。一方、日本会計基準では、変動持分に基づく連結は求められておりません。

項番11. 外貨換算

- (1) 米国会計基準では、海外拠点の損益計算書の項目は、各年度の平均為替レートを使用して当社の表示通貨である日本円に換算されます。一方、日本会計基準では、海外拠点の損益計算書の項目は、各年度末の為替レートを使用して表示通貨に換算されます。
- (2) 米国会計基準では、みずほ銀行の海外支店の利益剰余金は各年度の平均為替レートで換算した各年度の利益剰余金の合計として認識されるのに対し、日本会計基準では報告期間最終日の為替レートを包括的に使用して換算されます。